

遠隔モニタリングシステムを用いたCPAP診療に関する 説明書および同意書

池上内科循環器内科クリニック 池上晴彦

・CPAP 治療の継続にあたり、原則下記に示すように遠隔モニタリングを用いた診療を行います。遠隔モニタリングシステムは、CPAP の使用状況のみを確認する目的で使用するものであり、生命徴候の観察・重篤な合併症の発生を予知することや、それに対し治療介入をすることはできません。

・遠隔モニタリングは従来の対面診療をあくまで補完するものであり、治療継続には睡眠時無呼吸外来の担当医師との対面診療が2か月に1回は必要です。

・対面診療を行わない月では月に1度、CPAP 機器に付属した通信機器を用いて、担当医があなたの機器の使用状況を確認します。確認する項目は「期間日数」「CPAP の使用日数または割合(%)」「4時間以上の使用日数または割合(%)」「使用日の平均使用時間」「無呼吸低呼吸指数(AHI)」です。

・上記のようにCPAP 機器の使用状況を確認して、担当医が必要と判断すればあなたに遠隔指導を行います。

■CPAP 機器に不都合が生じた場合は従来通り、CPAP 機器プロバイダー(業者)に連絡して下さい。

CPAP 機器の不都合以外でCPAP 治療に問題が生じたときには、管理医師の診察を受けてください。

睡眠時無呼吸以外の疾患について緊急対応が必要な場合には、当院ないし対応可能な医療機関を受診してください。

■受診されない月の費用は、遠隔モニタリング加算、在宅持続陽圧呼吸療法材料加算、治療器加算として、翌月来院時に併せて会計させていただきます。

■対面診療月に来院されなかった場合には、従来の毎月来院の対応に戻させていただきます、それにも来院されない場合には、保険を用いた診療ではなく自費の診療の対応とさせていただきます。

■CPAP 治療での設定変更を要した場合、新たに投薬治療が必要になった場合(かぜなど1週間程度の投薬は除く)には従来の毎月来院の診療に戻ることし、その他状態に変化があった場合、およびそのほか診察医が必要と判断した場合には、一時的に毎月来院の診療に戻す場合があります。

以上のことを理解し、同意致します。

令和 年 月 日

患者様氏名